ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号、第十一条の四第二号ロ及び第十九条第二項第十二号の二において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。第十一条の四第二号ロ(2)において同じ。）

［八・ニ　略］

［三～五　略］

5　［略］

（外国会社の代理人）

第七条　［略］

2　［略］

3　外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

［一～四　略］

［号を削る。］

五～十　［略］

（有価証券届出書の添付書類）

第十条　法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

［一・二　略］

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書　次に掲げる書類

［イ～ニ　略］

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

［(1)・(2)　略］

ヘ　［略］

［三の二～八　略］

2　［略］

（発行登録書の添付書類）

第十四条の四　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。同号ロ(2)において同じ。）

［八・ニ　同上］

［三～五　同上］

5　［同上］

（外国会社の代理人）

第七条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　法第二十四条の四の七第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書

六　法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告書

七～十二　［同上］

（有価証券届出書の添付書類）

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

［(1)・(2)　同上］

ヘ　［同上］

［三の二～八　同上］

2　［同上］

（発行登録書の添付書類）

第十四条の四　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］